

宿毛市工事請負契約の入札に係る積算等疑義申立て手続に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する工事又は製造（物品の製造を除く。以下「工事」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）の透明性及び公平性を確保するため、入札に参加したものが、設計書に係る積算内容の確認及び積算等に係る疑義申立てを行う場合の手続きについて必要な事項を定める。

(申立ての対象)

第2条 設計書に係る積算内容及び最低制限価格の疑義申立ては、本市が発注する工事に係る入札（落札候補者が決定しなかった場合の入札を除く。以下同じ。）を対象とし、入札前に公表された設計図書に含まれる設計書について、金額入り設計書（金額及び数量が記載された設計書をいう。以下同じ。）を確認しなければ判明しない積算上の疑義（入札前に質問を行い確認すべきものを除く。）及び最低制限価格の計算への疑義（以下「積算等疑義」という。）とする。

(開札前の対応)

第3条 市長は、入札の公告あるいは指名通知を行った後、開札する前に設計違算があったことが判明した場合は、当該入札を中止する。

2 前項の規定に係わらず、設計違算を訂正し、当該内容を入札参加者に通知することにより入札の公正性が確保できる場合は、入札を続行することができるものとする。

(申立て手続き)

第4条 入札参加者（積算等疑義の対象となる入札に参加したものをいう。以下同じ。）は、積算等疑義があるときは、開札日の翌日から、これを申立てることができる。

2 前項に規定する申立ては、開札日の翌日から起算して2日目の正午までに積算等疑義申立て書（第1号様式）を当該建設工事担当部署の長（公告又は指名通知書に記載された工事担当課の長をいう。以下「担当課長」という。）に提出することにより行わなければならない。

3 入札参加者は、前項に規定する申立てを行うにあたり、開札日の翌日から前項に定める期限までの間に金額入り設計書を閲覧することができる。ただし、閲覧時間は、午前8時30分から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までとし、閲覧場所は、市役所2階閲覧室とする。

4 第1号様式による申請の内容が次に掲げるいずれかに該当する場合は、疑義の申立てとして取り扱われないものとする。

(1) 積算上の不確定な要素（単価が複数想定できるもの等）で、入札前に質問を行い確認すべきもの

- (2) 積算等疑義が具体的でないもの
- (3) 積算等疑義が特定できないもの
- (4) 設計図書等で確認できるもの
- (5) 積算等疑義申立ての期間後に提出されたもの
- (6) その他当該入札に直接関係ないもの

5 第1項から第3項及び次条に規定する期日及び期間は、宿毛市の休日
を定める条例（平成元年3月条例第4号）第1条第1項に規定する休日
を除いて定めるものとする。

6 第2項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、市長は、
期間を短縮し、または延長することができる。

7 第2項及び前項の規定にかかわらず、市長は、入札手続きを速やかに
行う必要がある場合または積算等疑義申立てを行う事ができる期間を設け
る必要がないと認める場合は、その期間を設けないことができる。

（申立ての回答）

第5条 前条の申立てがあったときは、担当課長は積算内容等を確認し、
申立て期間終了日の翌々日午後3時までに、当該申立てに対する確認結
果を積算等疑義申立てに係る回答書（第2号様式）により回答するもの
とする。ただし、やむを得ない理由によりその期日までに確認を完了す
ることが困難である場合には、その理由及び確認完了日時を書面により
伝えなければならない。

（確認結果等の報告）

第6条 第4条の申立てがあったときは、担当課長は積算等疑義の内容及
びその回答等を入札担当課に報告しなければならない。

（申立て結果の取扱い）

第7条 積算等疑義の申立てがあった入札の取扱いは、第5条の確認結果
に基づき、次の各号のとおりとする。

- (1) 積算内容等に誤りがなかった場合は、当該入札事務を続行する。
- (2) 積算内容等に誤りがあり、落札候補者に変更が生じる等、重大な誤
りであると認められるときは、当該入札を取消し、それ以外は入札事
務を続行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行し、一般競争入札については、
施行日以降に公告する工事から適用し、指名競争入札については、施行日
以降に指名する工事から適用する。